



鳥取県公報

平成 27 年 2 月 20 日 (金)
第 8 6 7 5 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例による知事指定候補薬物の指定 (100) (医療指導課) 2
	保安林の指定予定 (101) (森林づくり推進課) 3
	基本測量の終了 (102) (県土総務課) 3
	急傾斜地崩壊危険区域の指定 (103) (治山砂防課) 3
◇ 公 告	都市計画の変更案の縦覧 (技術企画課) 4

告 示

鳥取県告示第100号

鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例（平成25年鳥取県条例第6号）第9条第2項の規定に基づき、知事指定候補薬物を次のとおり指定したので、同条第3項の規定により公示する。

平成27年2月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- (1) 次の写真に示すとおり、被包に「MΦNSTER」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (2) 次の写真に示すとおり、被包に「MACCHOMEN」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (3) 次の写真に示すとおり、被包に「MACCHOMEN」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (4) 次の写真に示すとおり、被包に「MACCHOMEN」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (5) 次の写真に示すとおり、被包に「Artistic 2nd new」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (6) 次の写真に示すとおり、被包に「Ultra Nature 2nd」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (7) 次の写真に示すとおり、被包に「HOT TIMES DEEP BLUE 2nd」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (8) 次の写真に示すとおり、被包に「Inspire Desteny」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (9) 次の写真に示すとおり、被包に「Inspire Mind」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (10) 次の写真に示すとおり、被包に「CRASH SLip」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (11) 次の写真に示すとおり、被包に「STAR PEOPLE」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (12) 次の写真に示すとおり、被包に「ASH」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (13) 次の写真に示すとおり、被包に「Artistic」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (14) 次の写真に示すとおり、被包に「SHINE CROWN」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (15) 次の写真に示すとおり、被包に「G violet」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (16) 次の写真に示すとおり、被包に「G King」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (17) 次の写真に示すとおり、被包に「G Queen」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (18) 次の写真に示すとおり、被包に「Ash Elizabeth AROMA boost」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (19) 次の写真に示すとおり、被包に「ASH」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (20) 次の写真に示すとおり、被包に「Hot GUY」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (21) 次の写真に示すとおり、被包に「Skull & Bones 2nd」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (22) 次の写真に示すとおり、被包に「SEXUALITY」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (23) 次の写真に示すとおり、被包に「SEXUALITY」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (24) 次の写真に示すとおり、被包に「SEXUALITY」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (25) 次の写真に示すとおり、被包に「Flash-Pink-」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (26) 次の写真に示すとおり、被包に「G Diamond」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (27) 次の写真に示すとおり、被包に「SUPER moon COOL CHARGE」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (28) 次の写真に示すとおり、被包に「X POWDER」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの

- (29) 次の写真に示すとおり、被包に「Artistic NEW」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (30) 次の写真に示すとおり、被包に「Eniguma 2nd」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (31) 次の写真に示すとおり、被包に「Mother 2nd」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
(「次の写真」は、省略し、鳥取県福祉保健部健康医療局医療指導課に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第101号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成27年2月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林予定森林の所在場所
日野郡日南町下阿毘縁字堂脇1674の1
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、日南町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第102号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により告示する。

平成27年2月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 基本測量（国土調査に伴う基準点測量）
- 2 作業地域 鳥取市、倉吉市、境港市、岩美郡岩美町、八頭郡若桜町、智頭町及び八頭町、東伯郡三朝町及び琴浦町、西伯郡伯耆町並びに日野郡日南町、日野町及び江府町
- 3 終了年月日 平成27年1月31日

鳥取県告示第103号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県県土整備部治山砂防課及び鳥取県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年2月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 名称

今市A地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱7号までを順次に直線で結んだ線及び標柱1号と標柱7号を結んだ直線に囲まれた区域

土 地	標 柱
鳥取市鹿野町寺内字立馬場122-4	1号
鳥取市鹿野町寺内字薄乳母南平331	2号
鳥取市鹿野町寺内字薄乳母北平333	3号
鳥取市鹿野町今市字人売谷1155	4号及び5号
鳥取市鹿野町寺内字八景104-1	6号
鳥取市鹿野町寺内字八景102	7号

次に掲げる地番の土地に存する標柱8号から標柱11号までを順次に直線で結んだ線及び標柱8号と標柱11号を結んだ直線に囲まれた区域

土 地	標 柱
鳥取市鹿野町今市字人売谷1085	8号
鳥取市鹿野町今市字人売谷1162	9号
鳥取市鹿野町今市字人売谷1084 地先水路	10号
鳥取市鹿野町今市字人売谷1084	11号

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、都市計画を変更しようとするので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、公告の日から縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成27年2月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 都市計画の種類及び名称

米子境港都市計画道路3・4・32号両三柳中央線

米子境港都市計画道路3・3・4号西福原河崎線

米子境港都市計画道路3・5・17号葭津和田町線

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 米子境港都市計画道路3・4・32号両三柳中央線

追加する部分

米子市大字両三柳及び河崎

(2) 米子境港都市計画道路3・3・4号西福原河崎線

変更する部分

米子市大字両三柳及び河崎

(3) 米子境港都市計画道路 3・5・17号葭津和田町線

変更する部分

米子市大字和田町

3 縦覧場所及び意見書の提出場所

鳥取県県土整備部技術企画課(鳥取市東町一丁目220)及び米子市建設部都市計画課(米子市加茂町一丁目1)

4 縦覧期間及び意見書の提出期間

平成27年2月20日から同年3月6日まで